



介護保険適用「居宅介護支援」 ケアマネジャー

介護の相談・計画・調整

【時間】 9:00～17:00 (月曜日～金曜日)

【料金】 ご利用者様の負担金はございません

【対象者】 介護保険適用の方 (要介護・要支援)

- ①安心して在宅生活を継続できるように、医療・福祉機関と連携を図り、相談・援助業務を行います。
- ②必要時には、地域にある保険外サービスを提案し、利用者・ご家族様の困り事に対応します。
- ③ほっとカフェに参加し、地域の皆様が抱える介護相談を常時行っています。



ご利用申込の流れ

①ご相談・お問い合わせ

まずは、お気軽にご相談下さい。



②自宅訪問

ご本人・ご家族の状況を介護支援専門員(ケアマネジャー)が聞き取りし、適切なプランを考慮します。

③ケアプラン作成・ご契約

◎ご本人に合った居宅介護サービス計画(ケアプラン)を作成いたします。

※個人情報は厳守します。

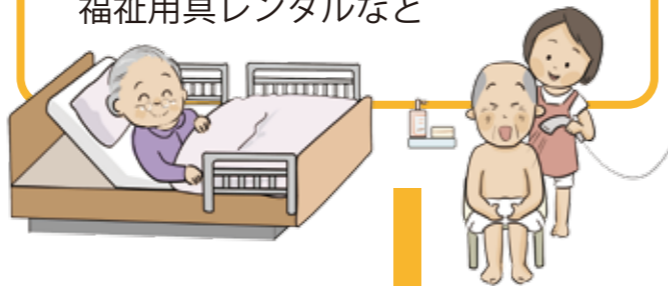
◎ご本人・ご家族の希望を確認した上で選定したサービス事業者との連絡調整や、医療との連携を行います。

④サービス担当者会議

作成したプランを元に、サービス事業者等と確認し、介護保険サービスをご利用いただけるようにします。
※利用する事業所と契約をします。

⑤サービス開始

訪問看護、訪問介護、リハビリ、デイサービス、ショートステイ、福祉用具レンタルなど



⑥月に1度訪問して、状況を把握し、サービス内容を見直します



介護保険のことなら
私たちにお気軽にご相談下さい



訪問介護 サービス

◎介護保険適用「訪問介護」

◎自主事業 在宅介護

◎指定障害者福祉サービス事業

◎行政委託事業

介護保険適用「訪問介護」

【時間】 8:30～17:30

【対象者】 介護保険適用の方 (要介護・要支援)
※ケアマネジャーのケアプランが必要です

【料金】 介護保険法に定められた基本料金

※上記以外の時間もサービス提供の対応が可能です



自主事業在宅介護 (介護保険枠外)

【有資格者による介護保険と同等のサービス提供】

【料金】 30分⇒900円 60分⇒1,500円

【交通費】 ガソリン代実費

(事務所からご自宅までの往復×20円)

※介護保険をご利用の方に限ります

指定障害者福祉サービス事業

【時間】 8:30～17:30 (月曜日～土曜日)

【対象者】 障害福祉サービス受給適用の方

【料金】 障害者総合支援法に定められた基本料金

※上記以外の時間もサービス提供の対応が可能です



大河原町委託事業

①一般介護予防 (訪問型個別方式)

【対象者】 大河原町からの紹介が必要で、65歳以上の要介護認定を受けていない高齢者

【料金】 1回につき300円の負担となります

②障害者等移動支援事業

【対象者】 大河原町に認定された高齢者

【料金】 大河原町によって定められた基本料金

訪問介護サービスとは

ホームヘルパーがご自宅に伺い、入浴・食事・排泄・買い物・掃除・洗濯・調理など、介護保険法に沿って日常生活のお手伝いをいたします。各サービスは、介護保険法にて「身体介護」と「生活援助」に区別されます。

【身体介護】

1. 利用者の身体に直接接触して行う介護サービス
2. 利用者の日常生活動作能力や、意欲向上のために、利用者と共に行う自立支援のサービス



《食事介助》

《入浴介助・清拭》



【生活援助】

掃除、洗濯、調理などの日常生活の援助であって、利用者が独居、また家族が障害・疾病などのため家事を行うことが困難な場合に行うサービス



《掃除》

《調理》